

2022年1月29日

全塾協議会 御中

全塾協議会事務局 事務局長

矢上祭実行委員会の契約に関する報告

表題の件について、全塾協議会監査規則第6条第2項の定める監査人として、次の通りにご報告いたします。

1. 調査概要

監査について

2021年8月12日に矢上祭実行委員会と塾生代表が予算に関する面談を行った。その際、矢上祭実行委員会の主催する「ミス・ミスター慶應理工コンテスト」に関わる企業との契約内容について問題がないか確認をするために、塾生代表が同団体に対し契約内容の共有を求めた。それに対する矢上祭実行委員会の回答の結果、ある企業との契約に秘密保持義務に関する規定が含まれていることが分かり、正確な状況を把握するために事務局は矢上祭実行委員会に対して調査を行った。

調査方法

以下の方法を用いて調査を行った。

- ・ 矢上祭実行委員会から提出された資料の読み取り
- ・ 矢上祭実行委員会委員への聞き取り
- ・ 矢上祭実行委員会の運用する SNS 発信情報の読み取り

本調査の事実認定方法

原則として、以下のものから得られた内容を事実と認定している。

- ・ 矢上祭実行委員会から提出された資料
- ・ 矢上祭実行委員会委員への聞き取り
- ・ 矢上祭実行委員会の運用する SNS 発信情報

調査経過

	日付	出来事
①	2021/8/12	<p>矢上祭実行委員会との予算に関する面談</p> <p>塾生代表、矢上祭実行委員会、事務局が参加し、各全塾協議会所属団体に対して実施されていた予算に関する面談が行われた。その際、「ミス・ミスター慶應理工コンテスト」に関する企業との契約について問題がないか確認するために、塾生代表は矢上祭実行委員会に情報を提供しよう要請した。</p>
②	2021/8/13	<p>矢上祭実行委員会からの契約書提出</p> <p>矢上祭実行委員会と企業 A との間に結ばれた契約に関する契約書のコピーが E メールにて事務局に提出された。その契約書を確認したところ、「秘密保持義務」という規定があったため、追加で調査が必要であると事務局は判断した。</p>
③	2021/8/27	<p>矢上祭実行委員会からの報告書提出</p> <p>企業 A との契約に関わる件についての報告書の提出が事務局に対してあった。本報告書にて、ここまでの経緯の説明があった。</p>
④	2021/9/4	<p>矢上祭実行委員会との面談</p> <p>塾生代表、矢上祭実行委員会、事務局が参加し、企業 A との契約に関わる件について確認を行った。塾生代表は、契約の「秘密保持義務」によって公共性の高い団体である矢上祭実行委員会の活動内容を大学当局、全塾協議会、塾生に対して公開できないことは問題であるという旨を指摘し、矢上祭実行委員会に対して「秘密保持義務」についての規定を是正するように求めた。</p>
⑤	2021/9/24	<p>矢上祭実行委員会からの覚書提出</p> <p>矢上祭実行委員会が企業 A との間に結んだ、当該契約に関する覚書のコピーが事務局に対して E メールで提出された。覚書を確認したところ、慶應義塾大学全塾協議会及び慶應義塾大学職員関係者には情報を開示できることを確認したものの、依然として塾生に対する情報開示については明記がないことを確認した。</p>
⑥	2021/9/26	<p>第 22 回矢上祭開催</p> <p>2021 年度矢上祭がオンライン形式で実施された。</p>
⑦	2021/10/17	<p>矢上祭実行委員会との面談</p> <p>事務局は矢上祭実行委員会と面談を行い、これまでの経緯について確認を行った。</p>
⑧	2021/10/31	<p>ミス・ミスター慶應理工コンテスト 2021 のフィナーレ開催</p> <p>ミス・ミスター慶應理工コンテストのフィナーレがオンラインにて</p>

	配信され、グランプリが発表された。
--	-------------------

2. 前提

① 矢上祭実行委員会の概要

矢上祭実行委員会は、慶應義塾大学矢上キャンパスの学園祭である矢上祭の開催と運営を主に行っている全塾協議会の所属団体である。矢上祭実行委員会の主催する「ミス・ミスター慶應理工コンテスト」は、慶應義塾大学の理工学部にも所属する学生の中から、「ミス慶應理工」と「ミスター慶應理工」のグランプリ等を決めて「フィナーレ」と呼ばれるイベントでそれが発表されるというものである。コンテスト開始からフィナーレまでに、コンテスト出演者からの情報発信や各種イベントが行われる。

② 矢上祭実行委員会の組織

執行部

1. 委員長 1名
2. 副委員長 2名
3. 企画監査 1名
4. 財務 1名

役員

1. 執行部
2. 全ての局長
3. 全ての副局長
4. 副財務

局

1. 総務局
2. 広報局
3. 渉外局
4. 装飾局
5. 室内局
6. 屋外局
7. ステージ局

③ ミス・ミスター慶應理工コンテストに関わる役職と組織

矢上祭実行委員会内の体制

ミス・ミスター慶應理工コンテストには、矢上祭実行委員会内の複数の部署が関わっている。まず、コンテストの運営に関わる協賛企業等の候補を挙げて選別をるところまでが渉外局の業務であり、その後の実際の契約やコンテストの運営自体は主にステージ局の業務である。ステージ局にはミス・ミスター慶應理工コンテストの責任者がおり、コンテストに関わる契約や運営に関してはその担当者が中心的役割を担っている。

関係する企業

ミス・ミスター慶應理工コンテストには、複数の企業関わっている。資金を提供することによってその企業の商品を紹介するようなコンテストの賞が設けられることなどが付帯される企業と、写真と動画の撮影やメイクなどの技術的なサービス又は撮影会場などを提供する企業の2種類に分けることができる。本報告書では、前者を「協賛企業」、後者を「協力企業」と呼称する。その中でも本件に強く関係する企業Aは「協賛企業」と「協力企業」を兼ねており、他にも仲介業者としての役割も有している。

企業Aの第一の役割は、「協力企業」としてコンテストのプラットフォームを提供することである。出演者へ投票するシステムとポータルサイトの運営は企業Aが行っている。第二の役割は、一部の協賛企業を紹介する仲介業者としての役割である。第三の役割は、「協賛企業」として自ら資金を提供することである。コンテストの運営に対して限って資金提供を行っている訳ではなく、矢上祭実行委員会に対して企業Aからの資金提供が以前から行われてきた。

3. 発生した問題

問題概要

矢上祭実行委員会と企業Aとの間に結ばれた2021年度のミス・ミスター慶應理工コンテストに関しての契約において、「秘密保持義務」という規定があり、塾生に対してはもちろん、当初は大学当局と全塾協議会に対しても、運営に関する情報を開示できないような契約内容になっていた。開示ができない秘密情報は「書面、口頭、メールその他方法を問わず、本契約に関連して乙に開示された甲の営業上、その他業務上の一切の情報（甲＝企業A、乙＝矢上祭実行委員会の企画責任者）」とされており、それには「本契約締結の事実及びその内容、甲の開催するイベントの計画内容及び協賛協力企業、甲の取引先及びその取引内容、各大学の協賛金の額、甲の有するミス・ミスターコンテストに関するノウハウなど」を含むとされている。

矢上祭実行委員会内の本件の経緯

日付	出来事
2021/2/11	企業 B からミス・ミスターコンテストに関する協賛の提案がある
2021/2/12	企業 B との打ち合わせ①
2021/2/13	企業 A との打ち合わせ①
2021/3/3	企業 A との打ち合わせ②
2021/3/23	企業 A との打ち合わせ③
2021/3/31	企業 B と企業 A に協賛内容の差が無くなったため、前年度も協賛をしてもらった企業 A と契約することを渉外局長が決定し、ミス・ミスターコンテストの 2020 年度の責任者が企業 B に提案を断る連絡をする
2021/4/5	企業 A が契約書を発送する
2021/4/6	契約書の内容が去年と同様であることのみを2020年度のミス・ミスターコンテストの責任者と確認したうえで2021年度の責任者が契約書にサインし送付する
2021/4/11 午前	この時期に各学園祭実行委員会に対して個別に行われていた塾生代表との話し合いの中で「秘密保持契約は結べない」ことに留意するよう伝えられる
2021/4/11 午後	塾生代表との話し合いの内容を役員会で共有したものの、秘密保持契約についてはステージ局を含む全ての局からも報告はなし
2021/4/24	ミス・ミスターコンテストの出演者の募集を開始
2021/6/20	ミス・ミスターコンテストの出演者の募集を締め切る
2021/8/12	塾生代表との予算に関する面談にて、ミス・ミスターコンテストに関する契約書の開示を求められる 委員長がミス・ミスターコンテストの責任者に契約書を共有するように連絡し、ミス・ミスターコンテストの責任者から委員長に契約書が送られる
2021/8/13	執行部での確認がないまま、全塾協議会宛に契約書のコピーを E メールにて送付する
2021/8/15	契約書に秘密保持契約が記載されていることが執行部内で発覚し、執行部会議で事実確認を行う 現責任者が、契約内容を全塾協議会に対して開示の可否を企業 A にメールで確認する
2021/8/16	「慶應義塾や全塾協議会は秘密保持の範囲外で、情報を開示してもよい」という旨を企業 A の担当者から伝えられる
2021/9/21	慶應義塾大学全塾協議会及び慶應義塾大学職員関係者を秘密保持義務の適用外とする旨を含む覚書を企業 A と締結する

2021/9/26	矢上祭実施
2021/10/31	ミス・ミスター慶應理工コンテスト フィナーレ実施

フィナーレ実施時期延期

例年は矢上祭当日にミス・ミスター慶應理工コンテストのフィナーレを実施していた。しかし、2021年度は矢上祭当日とは別日の10月31日に実施された。矢上祭実行委員会として当初は矢上祭当日にフィナーレを予定していたものの、10月末まで企業Aに紹介された協賛企業のイベントが続くことが途中で発覚し、その後に日程について関係する企業と交渉が行われた。予定通りフィナーレを矢上祭当日に行う場合、協賛企業のイベントはフィナーレ後も続ける必要があった。先にフィナーレが実施されて出演者のモチベーションが低下し、その後の協賛企業によるイベントに良い利益が見込めなかった場合は協賛金の減額もあり得ると伝えられた。結局は日程が移動されフィナーレは10月31日に行われた。

4. 監査人意見

① 本件の問題点

契約内容について

ミス・ミスター慶應理工コンテストの運営に関わる企業との間に結ばれた契約において、その契約内容のみならず運営に関する広範な事項にまで秘密保持義務が適用されていたことは問題である。矢上祭実行委員会は、全塾協議会所属団体として自治会費交付金の交付を受け、多数の塾生が参加する矢上キャンパス唯一の学園祭である矢上祭の運営を担っている。その公共性及び特権性から塾生の福利厚生に大きな役割を担う団体としてその活動内容を説明できる必要がある。その根拠としては、全塾協議会財務会計規則31条により決算書類は公開するものとされていることが挙げられる。又、全塾協議会監査規則9条4号により監査人の監査の範囲に「その他、監査人が監査のために特に必要であると認めたもの」も含まれ、決算書類以外にも監査の権限がおよぶ。

企業Aとの関係について

説明責任が果たされないことだけが問題なのではなく、契約によって活動内容等が明らかにされないことで、問題発生時にそれに対する対応を阻み得ることも問題である。今回は、協賛企業のイベントの関係でフィナーレ実施時期が延期されてしまった。二次監査人の聴取において、矢上祭実行委員会は矢上祭実行委員会側の確認不足により延期せざるを得なかったという旨の説明があったが、協賛金の減額もあり得ることを引き合いに出されたことから、矢上祭実行委員会と企業Aの力関係が不均衡であったのではないかと推測できる。本来であれば、コンテストを主催する矢上祭実行委員会が運営について主体的に決定できて然るべきであるが、それが叶わない状況になっているとも考えられる。秘密保持義務が

これに直接影響したとは考えないが、契約や活動の内容が完全に開示されない場合には、問題発生時にそれに対して指摘や改善がなされることに繋がらない。

② 全塾協議会による処分と今後の活動について

矢上祭実行委員会と企業 A との間に締結された覚書によって一部是正されたものの、当初は契約書上において全塾協議会に対しても情報提供を阻むものであったこと、また依然として塾生に対しても情報提供を阻むものであることは問題である。本契約は、団体の活動内容を基に団体の主体性及び活動の正当性を外部検証することを著しく妨害するようなものである。そのような契約を締結する行為は、「所属団体等の役員及び内部監査人は、自己若しくは第三者のために又はそれが所属する団体に損害を加える目的で、その任務に背く行為をしてはならない。」とする全塾協議会監査規則 10 条の違反行為である。よって、全塾協議会は規約 53 条 1 項に定める処分を行う必要があると考える。契約を締結する企業の見直しや契約時の対応方法の見直し、団体内での情報共有のあり方を見直しだけでは対策は不十分であり、企業 A の提供するシステムにコンテストが強く依存していることを踏まえれば、今後コンテストの運営方法そのものを見直す必要もある。慶應義塾大学を代表するとも言える学園祭一つである矢上祭の運営について、塾生から塾外にその主体が離れる状況はあってはならない。

以上